

○岡山理科大学総合機器センター設置機器・設備の学外者使用に関する規程

改正 令和2年9月1日

(目的)

第1条 岡山理科大学総合機器センター設置機器・設備の学外者使用に関する規程（以下、「本規程」という。）は、外部の研究者等（以下、「学外者」という。）に対し岡山理科大学総合機器センター設置機器・設備（以下、「機器等」という。）を開放し、機器等の有効活用を図ることを目的とする。

(手続)

第2条 学外者が、機器等の使用を希望する場合には、該当する機器の責任者と相談の上事前に岡山理科大学総合機器センター学外者使用申請書（様式1）（以下、「使用申請書」という。）を岡山理科大学総合機器センター長（以下、「センター長」という。）に提出するものとする。

- 2 使用することができる機器は、別途定める。なお、これらの機器は研究・社会連携機構会議で審議し、決定する。
- 3 センター長は、使用申請書が適当であると認めた場合に許可するものとする。
- 4 機器等は、本学の教育研究に支障のない範囲において使用させるものとする。
- 5 使用申請書は5年間、保管するものとする。

(使用時間)

第3条 使用時間は、原則として月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(使用方法)

第4条 原則として使用者は、各装置の責任者又は利用指導者による講習を受けた後、機器等の運転及び操作を行うものとする。

- 2 使用者は、各装置の使用に当たって注意義務を厳守するものとする。
- 3 使用に当たっては、機器等の使用要領及び装置責任者又は利用指導者の指示に従うものとする。
- 4 使用者は、実験室の清潔を保つとともに、使用後は整理整頓を行い、備付けの使用記録簿に必要事項を記入し、速やかに使用の終了を装置責任者又は利用指導者に連絡するものとする。また、この使用記録簿は5年間保管するものとする。
- 5 使用に際して必要な消耗品等は、使用者が用意するものとする。

(測定試料)

第5条 使用者は、危険性のある試料を使用する場合は、事前に装置責任者又は利用指導者の許可を得るとともに、使用中及び使用後に清掃その他万全の措置を講ずるものとする。

(使用者義務)

第6条 使用に際し、事故の責任が当方にならない場合は、使用者がその責めを負うものとする。

2 重大な過失により生じた故障等については、使用者がその修理等経費を負担するものとする。

(使用料金)

第7条 使用者は、機器等の使用に応じて別途定めた使用料を負担するものとする。なお、これらの使用料は研究・社会連携機構会議で審議し、決定する。

(規程違反)

第8条 本規程に違反した場合には、使用を停止することがある。

(報告)

第9条 使用者は、機器等を使用して得た成果に関する論文等を公表した場合、可能な限りその論文等をセンター長に提出するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この改正規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則（令和２年９月１日 決裁）

この改正規程は、令和２年９月１日から施行する。

様式1

岡山理科大学総合機器センター学外者使用申請書

平成 年 月 日

岡山理科大学総合機器センター長 殿

下記のとおり使用したいので許可願います。なお、使用に際しては岡山理科大学総合機器センター設置機器・設備の学外者使用に関する規程に従います。

使用責任者	印	所 属 機 関 名	機関名等	
職名			所在地(Tel.)	
使用者数				
使用機器・ 設備名		機器責任者		印
使用期間	平成 年 月 日()	時 分	から	平成 年 月 日() 時 分まで
使用目的(具体的にご記入ください。)				
支 払 ・ 請求書	(請求先) 住所 〒 氏名			

* 提出場所 岡山理科大学総合機器センター

上記の申請内容にて、使用を許可いたします。

平成 年 月 日

岡山理科大学総合機器センター長

印

様式 1